

1 基本方針

- (1) 生徒が、スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたってスポーツに親しむ資質や能力を養う。
- (2) 生徒が、仲間と共に活動することを通して、良好な人間関係を形成するとともに、自主性や協調性、責任感や連帯感を育む。
- (3) 生徒が競技力向上を目指して課題を明確にするとともに、考える習慣を身につけて、そこから創造の精神を育む。

2 適切な運用のための体制

- (1) 運動部顧問は、本活動方針に則り年間の活動計画並びに月毎の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- (2) 校長は、各運動部の活動計画等を学校のホームページで公表する。
- (3) 校長は、運動部顧問を複数配置するなどして体制を整えることに努める。

3 安全で効率的・効果的な活動の推進

- (1) 運動部顧問は、「運動部活動での指導のガイドライン（平成 25 年 5 月文部科学省）」に則り、「生徒の心身の健康管理」、「事故防止」及び「体罰・ハラスメントの根絶」を徹底する。
- (2) 運動部顧問は、生徒とのコミュニケーションを適切にとることを通して生徒の意欲向上を図り、生徒が活動に主体的に取り組む力の育成に努める。また、専門的な指導者等の助言をもとに科学的トレーニングを導入するなど安全で効率的な活動を推進する。

4 適切な休養日等の設定

原則、次のとおりとする。

- (1) 週当たり 2 日以上休養日を設ける。なお、平日は定時退校日と併せて少なくとも 1 日、週休日（土・日）のうち少なくとも 1 日以上を休養日とする。ただし、種目の特性等でやむを得ず週休日の両日に部活動を実施した場合は、年間休養日の週平均が 2 日以上となるよう、休養日を他の日に振り替えることができる。
- (2) 夏季一斉閉庁の期間や年末年始、定期考査の期間等を利用して長期の休養期間を設けることとする。なお、部活動の時間については、原則、平日で 2 時間程度、学校の休養日（学期中の週末を含む）は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。ただし、種目の特性や学校で参加する大会等への準備を考慮し、年間の活動時間が週平均 16 時間未満で活動することができる（学校で参加する大会等の活動時間を除く）ものとする。

5 学校単位で参加する大会等

学校で参加する大会等については、原則、次のとおりとする。

- (1) 高等学校体育連盟・高等学校野球連盟が主催、共催、後援する大会
- (2) 本活動方針の趣旨に則り精査した大会等